

# 令和6年度 墨田区立吾孺立花中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

校 長 決 定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 管理職の指導の下、いじめを生まない、許さない学校作りを進める。
- (2) あらゆる機会を通じ、生徒をいじめから守り通す体制作りを進める。
- (3) 研修を深め、教職員の指導力向上と組織的対応を進める。
- (4) 保護者・地域・外部機関と連携を密にした取り組みを進める。

## 2 学校及び教職員の責務

- (1) 保護者・地域・外部機関（児童相談所等）との連携しながら対応する。
- (2) 学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組む。
- (3) 生徒がいじめを受けている時は適切かつ迅速に対処する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ① 設置の目的

- ・学校全体による組織的な対応を適切かつ迅速に進めるため。
- ・機動的な対応を進める上で、教職員の役割と責任を明確化するため。

## ② 所掌事項

- いじめ防止対策基本方針の策定および実行の中心となる。
- いじめ防止対策に向けた組織作りと運営の中心となる。
- スクールカウンセラー、学校サポートチームとの連携の中心となる。
- いじめに関する研修、いじめに関する授業の企画・運営の中心となる。

## ③ 会議

- ・毎週1回行われる運営委員会の中に設置し、定期的を実施する。
- ・必要に応じて臨時会議を招集し、対応を協議していく。

## (2) 学校サポートチーム

### ① 設置の目的

外部の関係機関および専門的知識を有する専門家と連携し、いじめの防止等に関する取り組みを推進する。

### ② 所掌事項

- 外部機関(区、児童相談所等)と連携して取り組みを進める。
- スクールカウンセラーとの連携を密にしながら取り組みを進める。
- 必要に応じてスクールソーシャルワーカーの援助を要請する。
- 具体的ないじめ問題に対する指導・助言・支援を仰ぐ。

### ③ 会議

- ・毎週1回に委員の職員とスクールカウンセラーとの間で情報交換および具体的な対策についての会議を開く。
- ・必要に応じて臨時会議を開き、対応を協議していく。

### ④ 委員構成

佐藤順一校長、脇坂知寛副校長、生活指導主任・いじめ対策担当教諭  
スクールカウンセラー

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

- ①学校いじめ対策委員会を中心に、組織的に取り組む体制を作る。
- ②いじめに関する授業を旧1学期、旧2学期、旧3学期の計3回行う。
- ③道徳の授業にいじめ未然防止の内容を随時盛り込む。
- ④学活の時間にいじめ未然防止に関する意見交換の場を設ける。
- ⑤生徒会によるいじめ防止キャンペーンを行う。

### (2) 早期発見のための取組

- ①アイチェックを年2回実施し、その結果を早期発見に役立てる。
- ②スクールカウンセラーによる全員面接を夏休み前に1年生に実施する。
- ③生活ノート等を活用し、生徒からの情報収集に努める。

- ④業間休み、昼休みの校内巡回を通して、早期発見に努める。
- ⑤「ふれあい月間」中に「いじめアンケート」を実施、早期発見に努める。
- ⑥各種相談窓口や身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができる

ようにするために電話相談や SNS 相談「Stop it」の活用周知や SOS の出し方  
授業を実施する。

### (3) 早期対応のための取組

- ①入手した情報を基に、被害者本人の聞き取りと周囲（第三者）の裏付けを取る。
- ②状況証拠、物的証拠、第三者の証言を基に、加害者への聞き取りを慎重に行う。
- ③学校いじめ対策委員会、担任等関係教員で情報を共有し、指導方針および対策  
を策定する。
- ④被害者への支援、加害者への指導および双方の保護者への対応を迅速かつ  
慎重に行う。
- ⑤被害、加害生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、課題を共有し、生徒同士の  
関係改善に向けた指導を丁寧に行う。
- ⑥進行状況および結果について全教職員に周知し、全校体制で臨む。

### (4) 重大事態への対処

- ①被害生徒の安全を確保するため、登下校・授業時間・業間休みに教職員または  
学習支援員を身近に配置し、安心して過ごせる体制を作る。

②SCおよびSSWと連携し、具体的かつ有効な手立てを講ずる。

③いじめの状況についての客観的な情報を収集し、事実の裏付けを慎重に進める。

加害生徒について事実確認を慎重に進め、毅然とした指導を行う。

④被害生徒・加害生徒双方の保護者に連絡を取り、理解と協力を要請する。同時に

支援も行っていく。

⑤児童相談所、警察等の外部機関に相談し、連携して対処する。状況によっては、

加害生徒の出席停止も視野に入れて対応する。

## 5 教職員研修計画

(1)「いじめ総合対策」や「人権教育プログラム」等を活用し、5月・9月・

1月の年3回、具体的な事例研究に加え、人権感覚を磨くために校内での

研修を行っていく。

(2)スクールカウンセラー、児童相談所等の専門家を講師に招き、研修を深める。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1)学校だより、学年だより、および保護者会を通じて啓発を図る。

(2)被害生徒および加害生徒の保護者に対しては、スクールカウンセラー、

児童相談所等の専門家や外部機関を紹介し、支援していく。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) PTAと連携し、登下校や地域行事における見守りや、いじめに関する情報収集へ依頼する。

(2) 警察および児童相談所との日常的な連携については、月例の生活指導主任連絡会を活用して情報の共有化を図り、指導・助言を仰ぐ。

(3) 地域の育成委員会と連携し、夜間パトロールや行事での協力を依頼する。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) いじめ防止基本方針に関する項目を学校評価に取り入れ、問題点の提起と具体的改善策について協議する。

(2) 学校評価の結果について、学校いじめ対策委員会で協議し、次年度に向けての改善策を作成する。

(3) SCおよび外部機関に学校評価の結果を伝え、指導・助言を仰ぐ。